

石川県公報

平成 28 年 11 月 11 日

第 1 2 9 5 2 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目

次

告 示	
○自衛官候補生の募集 (市町支援課)	1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同)	2
○土壤汚染対策法の規定による要措置区域の指定 (環境政策課)	2
○土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定 (同)	3
○県道の区域の変更 (道路整備課)	5
○県道の供用の開始 (同)	5
○都市計画の変更 (都市計画課)	5
公 告	
○石川県有施設への広告掲載に係る入札公告 (管財課)	5
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	7
○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	7
○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	8
○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	8
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	9
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	10
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	10
○争議行為の通知公告 (労働企画課)	11
○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	11
○土地改良区の役員就任公告 (同)	12
○県営土地改良事業の工事完了公告 (同)	13
○肥料登録公告 (農業安全課)	13
○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (同)	14

告

示

石川県告示第508号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成28年度自衛官候補生募集の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 募集期間
平成29年3・4月採用予定者
(男子)平成28年7月1日から同年11月17日まで
- 試験期日
平成29年3・4月採用予定者
(男子)平成28年11月18日及び同月19日
*11月18日は筆記試験、19日は身体検査を実施
- 試験場
平成29年3・4月採用予定者

名 称	位 置
自衛隊石川地方協力本部	金沢市新神田4丁目3番10号 (金沢新神田合同庁舎内)
海上自衛隊舞鶴衛生隊	京都府舞鶴市字余部下1190

- 応募手続
応募しようとする者は、市役所若しくは町役場又は自衛隊石川地方協力本部から志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市長若しくは町長又は自衛隊石川地方協力本部に提出すること。
- その他

応募手続その他詳細についての問合せ等は、市役所若しくは町役場、自衛隊石川地方協力本部又は石川県総務部市町支援課へすること。

石川県告示第509号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1770300919	株式会社 あんすりー	ケアサポートよりそい 小松市下牧町ホ25番地1	平成28年 11月1日	訪問介護

石川県告示第510号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1770300919	株式会社 あんすりー	ケアサポートよりそい 小松市下牧町ホ25番地1	平成28年 11月1日	介護予防 訪問介護

石川県告示第511号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、同条第4項に規定する要措置区域（以下「要措置区域」という。）として、次のとおり指定する。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 要措置区域

白山市旭丘二丁目19番の一部及び20番の一部（別図のとおり）

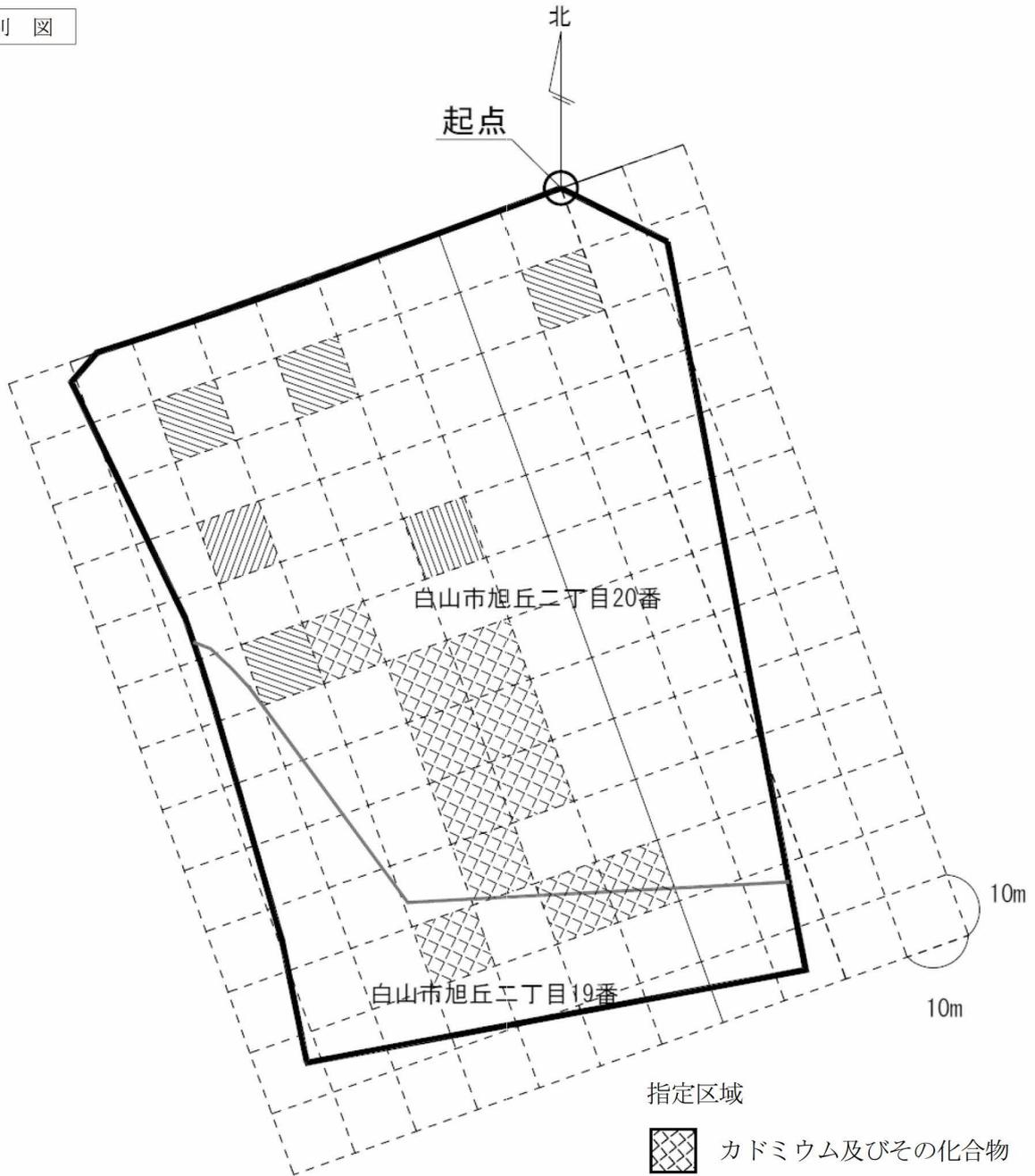
2 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 六価クロム化合物
- (3) 砒素及びその化合物
- (4) ふっ素及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別 図



起点
 起点は、白山市旭丘二丁目20番の最北端とする。

格子の回転角度 70度
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を交点に右方向に回転させた角度を示す。

石川県告示第512号

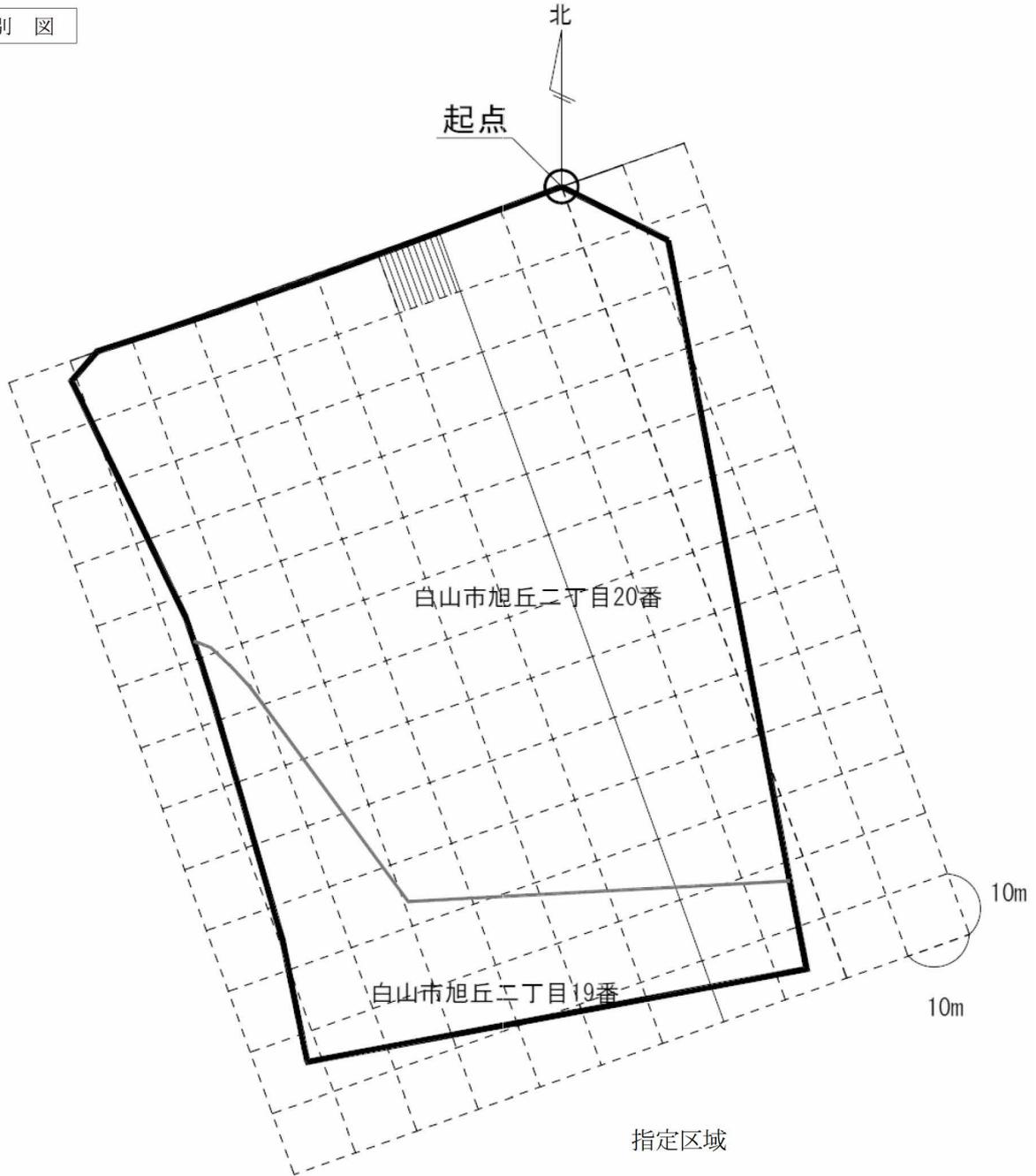
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 形質変更時要届出区域
白山市旭丘二丁目20番の一部 (別図のとおり)
- 2 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別 図



起点
起点は、白山市旭丘二丁目20番の最北端とする。

格子の回転角度 70度
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を交点に右方向に回転させた角度を示す。

石川県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。
なお、その関係図面は、平成28年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	
内浦柳田線	下記区間を道路区域から除外する。			奥能登土木総合事務所維持管理課
	鳳珠郡能登町字合鹿七号35番2地先から 鳳珠郡能登町字上町本参字47番1地先まで		7.55～84.28	

石川県告示第514号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成28年11月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
内浦柳田線	鳳珠郡能登町字合鹿ヌ部23番1地先から 鳳珠郡能登町字上町本参字47番1地先まで	平成28年11月13日	奥能登土木総合事務所維持管理課

石川県告示第515号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
小松都市計画道路 3・4・3号国道線	小松市長田町、平面町の各一部	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課
小松都市計画道路 3・6・39号北国街道線	小松市西町、龍助町の各一部	〃

公 告

石川県有施設への広告掲載に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

石川県有施設への広告掲載

(2) 広告を掲載することができる施設

施 設 名	掲 載 箇 所
石川県運転免許センター	1階 正面玄関風除口
	1階 運転免許更新等ロビー
	1階 運転免許更新待合室
	2階 運転免許試験フロア

(3) 掲載期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)

2 入札方法

掲載箇所について、一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 日時

平成28年12月8日(木)午後1時30分(入札後即時開札とする。)

(2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成28年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 契約の条項を示す場所等

(1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

(2) 入札案内書の交付場所

石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

電話番号 076-225-1266

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる

入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

詳細は、入札案内書による。

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成28年10月26日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 小松空き家相談センター

3 代表者の氏名

道場 肇

4 主たる事務所の所在地

小松市日の出町4丁目232番地

5 定款に記載された目的

この法人は主に小松市民に対して、空き家・空き地の管理・再利用に関する事業を行い、その適正管理等を行うことにより、小松市の住環境の維持、まちづくりの推進、及び経済の活性化に寄与することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
里見美和	県内全域	鳳珠郡能登町字宇出津夕字97番地 公立宇出津総合病院
城之前翼	〃	〃
桑原強	〃	〃
土岐真	〃	〃
田中雄亮	〃	七尾市万行町5部65番地の5 医療法人社団良俊会 岡田胃腸科外科クリニック
野宏成	〃	〃
山田和宏	〃	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院
坂井勇太	〃	七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック
川口光平	〃	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院
根上昌子	〃	七尾市神明町口部10番地1 中村ペインクリニック
池野観寿	〃	七尾市つつじが浜1番地3 やまざきクリニック
和田健吾	〃	輪島市山岸町は1番1地 市立輪島病院
村岡正裕	〃	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院
小西正剛	〃	〃
甲斐田大資	〃	羽咋市的場町松崎24番地 公立羽咋病院

中尾庸人	〃	〃
朴在鎬	〃	〃
鶴山祐子	〃	鳳珠郡穴水町字川島夕の8番地 公立穴水総合病院
長谷賢	〃	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院
杉山紘	〃	〃
山本崇史	〃	加賀市手塚町サ150番地 独立行政法人国立病院機構 石川病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
水 富 一 秋	県内全域	加賀市作見町リ36番地 加賀市医療センター
近 澤 博 夫	〃	〃
小 泉 一 郎	〃	〃
上 出 真 一	〃	〃
海 崎 智 恵	〃	〃
大 辻 道 雄	〃	〃
田 川 庄 督	〃	〃
岡 田 和 弘	〃	〃
富 永 桂	〃	〃
東 谷 拓 弥	〃	〃
和 田 明 梨	〃	〃
木 場 隼 人	〃	〃
丹 保 裕 一	〃	〃
舟 田 晃	〃	〃
寺 本 了 太	〃	〃
余 川 順一郎	〃	〃
小 林 武 嗣	〃	〃
此 下 忠 志	〃	〃
篠 原 もえ子	〃	〃
小 山 善 子	〃	〃
長谷川 英 裕	〃	〃
南 昌 秀	〃	〃
山 田 和 徳	〃	〃
南 部 旨 利	〃	〃
斉 藤 剛 克	〃	金沢市馬替2丁目125番地 南ヶ丘病院
坂 田 則 昭	〃	羽咋市的場町松崎24番地 公立羽咋病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
喜 多 一 郎	県内全域	加賀市作見町リ36番地 加賀市医療センター
石 田 哲 也	〃	〃
黒 阪 慶 幸	〃	〃
吉 本 勝 博	〃	〃
山 口 紫	〃	〃
堀 本 孝 士	〃	〃
永 嶋 恵 子	〃	〃
高 田 宗 知	〃	〃
助 川 俊 之	〃	〃
高 山 章	〃	〃
平 場 友 子	〃	〃
木 村 浩	〃	〃
朝 日 秀 樹	〃	〃
中 井 正 治	〃	〃
白 崎 直 樹	〃	〃
井 手 久 史	〃	〃
笠 原 数 麻	〃	〃
前 田 文 恵	〃	〃
村 岡 正 裕	〃	〃
南 部 旨 利	〃	〃
吉 田 勝 彦	〃	〃
松 寺 直 樹	〃	〃
中 條 正 博	〃	七尾市田鶴浜町リ部11番地1 田鶴浜診療所
野 村 匡 晃	〃	七尾市本府中町ワ部5番地 七尾松原病院
角 田 真 弘	〃	〃
久 保 田 龍 一	〃	〃
道 上 洋 二	〃	〃
中 村 彰 伸	〃	〃
森 田 保 彦	〃	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院
齋 藤 大 輔	〃	〃
懸 川 誠 一	〃	〃
岸 頌 子	〃	〃
華 山 真 理	〃	金沢市有松5丁目1番7号 医療法人社団中央会 金沢有松病院
田 中 宣 光	〃	金沢市千木町へ33番地の1 医療法人社団浅ノ川 千木病院

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
鳥 川 信 雄	珠洲市野々江町コ部1番地1 珠洲市総合病院	平成28年9月30日
川 崎 靖 貴	〃	〃
拓 植 俊 介	〃	〃
北 田 欽 也	〃	〃
田 崎 優 子	〃	〃
南 部 旨 利	〃	〃
三 谷 祐 介	〃	〃
鈴 木 拓 馬	七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック	平成28年9月16日
岡 田 直 樹	七尾市松百町8部3番地1 独立行政法人国立病院機構 七尾病院	〃
嶋 崎 鋼 兵	七尾市小島町ニの60 医療法人財団愛生会 浜野クリニック	〃
高 桑 功 一 朗	輪島市山岸町は1番1地 市立輪島病院	平成28年10月1日
竹 越 快	小松市瀬領町丁1番地2 社会福祉法人石川整肢学園 小松こども医療福祉センター	平成28年9月30日

予 防 接 種 を 行 う 医 師 の 承 諾 撤 回 告 告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
高 橋 貞 佳	七尾市国分町ラ部2-1 医療法人社団向陽会 桑原母と子クリニック	平成28年9月16日

予 防 接 種 を 行 う 医 師 の 承 諾 撤 回 告 告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
中 山 啓	珠洲市野々江町コ部1番地1 珠洲市総合病院	平成28年9月30日
高 田 宗 尚	〃	〃
滝 沢 昌 也	〃	〃
北 林 朋 宏	〃	〃
河 原 庸 介	〃	〃
田 中 慎 吾	〃	〃
長谷川 貴 之	〃	〃
上 野 琢 朗	〃	〃
八重樫 洋	〃	〃
尾 高 真 希	〃	〃
青 木 由 宇	〃	〃
加 瀬 希 奈	〃	〃
笠 原 善 弥	〃	〃
宮 川 祐 介	〃	〃

小坂 一 登	〃	〃
岡田 俊 英	〃	〃
林 道 子	金沢市本町1丁目2-27 林病院	〃
坂本 雅 之	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	平成28年9月16日
嶋崎 鋼 兵	七尾市津向町野中20番地1 医療法人財団愛生会 浜野西病院	〃
谷口 雅 行	七尾市本府中町ニ23-1	〃
会田 泰 裕	金沢市有松5丁目1番7号 医療法人社団中央会 金沢有松病院	平成28年9月30日
能登 隆 元	金沢市元菊町20番1号 医療法人社団仁智会 金沢春日クリニック	〃

争議行為の通知公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 東幸枝から、次のとおり争議行為を行う旨平成28年11月4日通知があった。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

平成28年11月15日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団石川県済生会金沢病院、金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川総合病院、金沢市田中町ハ16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター、金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院、金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院、七尾市本府中町ワ5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院、七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園、七尾市富岡町94番地 社会医療法人董仙会恵寿総合病院、羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里、小松市下栗津町ミ1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所、輪島市堀町1字13番2 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり、金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院、金沢市京町24番14号

公益社団法人石川勤労者医療協会、金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所、金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて、金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ、金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい、金沢市天神町1丁目18番37号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションにじ、小松市一針町ホ47番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし、小松市下栗津町ミ1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすまいる、羽咋市川原町ア60番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの、金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業共同組合、金沢市北安江2丁目10番18号 公益社団法人石川勤労者医療協会おたっしやホーム城北、金沢市山王町2丁目75番地 公益社団法人石川勤労者医療協会ともだち村デイサービス、金沢市浅野本町2丁目23番21号

公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼら一と、羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里における組合員が従事する全職場

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届

出があった。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

輪島市土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	坂本昭信	輪島市三井町渡合下渡合13番1地	平成28年3月31日
〃	寺坂周夫	〃 三井町小泉前田36番地	〃
〃	安津久人	〃 石休場町安町36番地	〃
〃	森谷正美	〃 町野町川西千部57番地	〃
〃	崎田和平	〃 町野町金蔵フ部244番地	〃
〃	前重秋	〃 町野町東大野野尻70番地	〃
〃	坂本兼藏	〃 町野町鈴屋ニ部21番地	〃
〃	堂前助之新	〃 尊利地町夕部11番乙地	〃
〃	中江大作	〃 稲舟町上野166番地	〃
〃	杉本義延	〃 小伊勢町上島田27番地	〃
〃	谷武英	〃 房田町2の50番地	〃
〃	千場静雄	〃 小池町中池3番地	〃
〃	梶文秋	〃 鳳至町下町127番地	〃
監事	尾坂先	〃 三井町長沢10の部5番甲地	〃
〃	角隆一	〃 町野町曾々木サ部19番地	〃
〃	大久保 興充郎	〃 小田屋町ワ部63番地	〃

菅谷土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	村田博	加賀市山中温泉菅谷町への100番地	平成28年10月19日
〃	辻新太郎	〃 ホ9番地1	〃
〃	森本誠一	〃 への103番地	〃
〃	村井幸一	〃 への129地	〃
〃	幸前敏夫	〃 イ221番地	〃
監事	山田健一	〃 への131番地	〃
〃	浅田孝	〃 への101番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

輪島市土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	竹内新栄	輪島市三井町中藤木82番地	平成28年4月1日
〃	尾坂先	〃 三井町長沢10ノ5番甲地	〃
〃	安津久人	〃 石休場町安町36番地	〃
〃	森谷正美	〃 町野町川西千部57番地	〃
〃	中島清幸	〃 町野町金蔵ヨ部279番地	〃
〃	坂本兼藏	〃 町野町鈴屋ニ部21番地	〃
〃	前重秋	〃 町野町東大野野尻70番地	〃

〃	小 谷 泉 喜	〃 西山町ウ部9番地	〃
〃	中 江 大 作	〃 稲舟町上野166番地	〃
〃	稲 本 博 明	〃 小伊勢町上島田35番乙地	〃
〃	谷 武 英	〃 房田町2の50番地	〃
〃	干 場 静 雄	〃 小池町中池3番地	〃
〃	梶 文 秋	〃 鳳至町下町127番地	〃
監 事	桐 地 孝 助	〃 横地町5ノ部18番地	〃
〃	角 隆 一	〃 町野町曾々木サ部19番地	〃
〃	谷 河 修	〃 大野町代永16番地乙	〃

菅谷土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	村 田 博	加賀市山中温泉菅谷町への100番地	平成28年10月20日
〃	辻 新 太 郎	〃 ホ9番地1	〃
〃	森 本 誠 一	〃 への103番地	〃
〃	村 井 幸 一	〃 への129地	〃
〃	幸 前 敏 夫	〃 イ221番地	〃
監 事	山 田 健 一	〃 への131番地	〃
〃	浅 田 孝	〃 への101番地	〃

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	施 行 地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
用 排 水 施 設 整 備 事 業	郷 用 水 第 2 地 区	平成28年3月18日
農 業 用 施 設 石 綿 対 策 特 別 事 業	直 下	平成28年3月8日
県 営 か ん が い 排 水 事 業	得 橋 下 流	平成27年12月8日
老 朽 た め 池 整 備 事 業	河 内	平成28年2月24日
〃	山 田	平成27年12月24日
〃	子 浦	平成27年11月2日
県 営 ほ 場 整 備 事 業	酒 見	平成27年12月25日
〃	東 馬 場	平成28年3月17日
老 朽 た め 池 整 備 事 業	上 大 沢	平成27年12月24日
〃	山 中	平成27年11月27日
〃	五 十 里	平成27年10月29日
県 営 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業	柳 田 西 部	平成28年3月29日

肥 料 登 録 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成28年11月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の 名称及び住所	登録の 有効期限
石川 県 第216号	混合石灰肥 料	陽だまり	アルカリ分 45.0%	含有を許される有害 成分の最大量及びそ 他の制限事項は公 定規格のとおり	グリーン産業有限会社 白山市鶴来水戸町ネ80 番地	平成34年 10月31日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり地域登録検査機関の変更の届出があった。

平成28年11月11日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

能登わかば農業協同組合

坂井 助光

七尾市矢田新町イ部6番地7

2 変更した事項

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(変更前) 能登わかば農業協同組合

氣戸 佐俊

七尾市矢田新町イ部6番地7

(変更後) 能登わかば農業協同組合

坂井 助光

七尾市矢田新町イ部6番地7